

**国民年金 保険料の追納をする場合の額(平成21年度に追納する場合)**

	全額免除	半額免除	4分の1免除	4分の3免除
平成11年度の月分	16,190円	—	—	—
平成12年度の月分	15,560円	—	—	—
平成13年度の月分	14,960円	—	—	—
平成14年度の月分	14,390円	7,200円	—	—
平成15年度の月分	14,180円	7,090円	—	—
平成16年度の月分	13,980円	6,990円	—	—
平成17年度の月分	14,010円	7,010円	—	—
平成18年度の月分	14,070円	7,030円	3,510円	10,550円
平成19年度の月分	14,100円	7,050円	3,520円	10,570円
平成20年度の月分	14,410円	7,200円	3,600円	10,810円

当該年度から3年目以降は、当時の保険料に応じた加算額が加わる  
平成21年度に追納する場合は、平成19年度・平成20年度分の保険料に加算額は加わらない。